

要約筆記者の倫理綱領

シンポジウム ご案内

ボランティア活動として始まった要約筆記者は、2000年に社会福祉法で第二種社会福祉事業になりました。そして、障害者自立支援法において、要約筆記者派遣事業は市町村の必須事業に位置づけられています。これを受けて、福祉サービスを担う専門職として、社会的責任を果たすための拠りどころとなる倫理綱領を求める声が当会内部から高まり、ワーキンググループで検討を重ね、2014年8月「要約筆記者の倫理綱領」を策定いたしました。

本来、倫理綱領の策定は専門家集団の手によって行われるところですが、要約筆記者事業整備を考え全要研で取り組みました。当会は要約筆記者の専門家集団ではないため、要約筆記者派遣実施の自治体・事業体において、登録要約筆記者の倫理綱領としてご採用いただくとともに、周知をお願いしたいと考えております。昨年11月、東京でシンポジウムを開催しましたところ、多数の関係者にご参加いただき、現在、派遣事業体等10団体に倫理綱領を採用いただいております。さらなる周知のために、以下のようにシンポジウムを開催いたします。関係のみなさまにご参加いただきますよう、ご案内いたします。

日時 2015年10月3日(土) 13時30分～16時

会場 広島市東区民文化センター(〒732-0005 広島市東区蟹屋町10-31)

交通機関 JR広島駅新幹線口より徒歩東へ約900メートル

募集定員 70名(定員になり次第締め切らせていただきます)

資料代 500円

主催 (特非) 全国要約筆記者問題研究会

内容 ・倫理綱領策定の経緯説明
・シンポジウム

パネラー 児島亜紀子氏 大阪府立大学人間社会学部教授

原田 宗一氏 手話通訳士協会 元副会長

山岡千恵子 全要研 倫理綱領WG委員

コーディネーター 三宅 初穂 全要研理事長

申込方法 全要研事務所あてメール又はFAXで申し込んでください。

(申込用紙は全要研ホームページからもダウンロードできます。)

申込・問合せ先

〒460-0003 名古屋市中区一丁目16-13 チサンマンション錦1102

(特非) 全要研 名古屋事務所

TEL・FAX 052-218-9120

Email: info@zenyouken.jp